



光回線インターネット接続サービス のおとり広告に関する注意

管理会社を装って、光ファイバー設備が設置されていない集合住宅にチラシを配布する事業者に
御注意ください。

事業者に連絡するとホームルーター等の勧誘が
行われます。あたかも、光ファイバー設備が設置
されているかのように表示して、こうした勧誘を行
うことは、景品表示法のおとり広告告示違反に
なります。



入居者様各位

重要

インターネット通信設備に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当マンションは、光ファイバー設備が導入済みであり、高速無制限
のインターネット通信がご利用可能となっております。ご利用希望
の方は、下記までご連絡ください。

受付期間：令和〇年×月〇日（日）20：00まで

【光回線受付センター】

△■通信株式会社 担当 ●山、■田
電話番号：0120-XXX-XXX
(受付時間：10時～20時)
受付フォーム：<https://xxx.com>

疑問や不安を感じた場合は、まずは、御自身の集合住宅の管理
会社に確認してください。

消費者ホットライン「188（いやや！）」